

【公告】 会員権停止

大阪市北区天満二・七・一一
株式会社 J E L L トラスト不動産
代表取締役 藤田 竜二

右の者は、区分所有建物売買契約に係る
媒介業務において、媒介契約書交付義務
違反、重要事項説明義務違反及び売買契
約書交付義務違反が発覚し、本会の名誉
を毀損し信用を失墜した理由により、本
会定款第一〇条並びに同定款施行規則第
一五条第一項及び同第二項第四号の規定
に基づき、令和六年四月八日から四五日
間会員権を停止する。

令和六年三月二十九日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 高 村 永 振
綱紀自主規制委員会
委 員 長 濱 西 孝 士